

岐南町国土強靱化地域計画

「みんなで作る魅力あるまち ぎなん」を次世代に引き継ぐために

令和3年 9月



岐南町

<目次>

はじめに	1
第1章 強靱化の基本的考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 基本目標	2
4 強靱化を推進する上で基本的な方針	3
(1)本町の特性を踏まえた取組推進	3
(2)効率的・効果的な取組推進	3
5 計画策定の進め方	4
第2章 本町の地域特性	5
1 地理的・地形的特性	5
2 気候的特性	5
3 社会経済的特性	5
(1)人口	5
(2)経済活動	5
第3章 計画策定に際して想定するリスク	6
第4章 脆弱性評価	7
1 脆弱性評価の考え方	7
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
(1)事前に備えるべき目標	7
(2)起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
3 「リスクシナリオ」を回避するための施策の分析・評価	9
第5章 強靱化の推進方針	10
1 推進方針の整理	10
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	10
個別施策分野 ①公共施設等	11

	②防災	12
	③消防	14
	④都市計画・住宅・土地利用・道路	15
	⑤産業振興・環境	16
	⑥上下水道	17
	⑦保健医療・福祉	18
横断的分野	①リスクコミュニケーション	19
	②老朽化対策	20
3	事業主体が町以外の団体であるなど、町のみでは対応が困難な課題	21
第6章	計画の推進	22
1	施策の重点化	22
2	計画の見直し	22
	重点化施策項目	23
別紙1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	25
別紙2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	40
別紙3	リスクシナリオごとの推進方針	48

はじめに

日本はこれまで、東日本大震災、阪神・淡路大震災、数々の大型台風など様々な自然災害により、甚大な被害を受けてきました。そして、そのたびに、長期間にわたり、多くの人的、物的資源を投入し、復旧、復興を図ってきました。これを教訓に、いかなることが起きようとも、致命傷を避け、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる、「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性を確保しようとする取組が、国土強靱化です。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画」が平成 26 年に策定されました。また、基本法第 13 条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されており、平成 27 年 3 月に、岐阜県では「岐阜県強靱化計画～強くて、しなやかな「清流の国」を次世代に引き継ぐために～（平成 27～31 年度）」を策定しています。

岐南町は、広大な濃尾平野の北部に位置し、総面積 7.91 km²で岐阜県では 2 番目にコンパクトな町で、地形的に平坦な土地にあります。町の北から西には境川が沿って流れる地域で、境川は過去に幾度も氾濫しています。また、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震では、町内でも地震の後の地下伏流水による液状化の被害が想定されます。このため、大規模自然災害による被害を回避するとともに、その被害から迅速に回復できるよう、「事前の一策」として、岐南町国土強靱化地域計画を策定し、強靱化の取組を計画的に進めていきます。

計画に基づき、地域の強靱化に資する事業を推進し、いかなる災害からも町民の生命・財産を守るため、町民の皆様に「安心の見える化」を提供していきます。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、第10条に国土強靱化に関する、施策の分野や施策の策定に係る基本的な指針などの事項を定める国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）について規定している。また、第13条において「都道府県又は市町村長は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定している。

本町においても、南海トラフ地震等、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、岐南町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画に基づく事業実施を通じて、強く、しなやかな岐南町の実現を目指す。

2 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、基本計画との調和を保ちつつ、岐阜県国土強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図り、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

強靱化に関する内容については、町の様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年(2021)年度から令和7年(2025)年度までの5年間とする。

3 基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国と岐阜県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

4 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本町の特性を踏まえた取組推進

- ・将来的に見た人口減少の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・昭和51年9月12日豪雨災害など、過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取り組むこと。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取り組むこと。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町、民間事業者、町民など関係者相互の連携により取り組むこと。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取り組むこと。
- ・非常時のみならず、日常の町民生活の安全安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備に当たっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要旨)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②長期的視野を持った取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦国、地方公共団体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧平時の有効活用

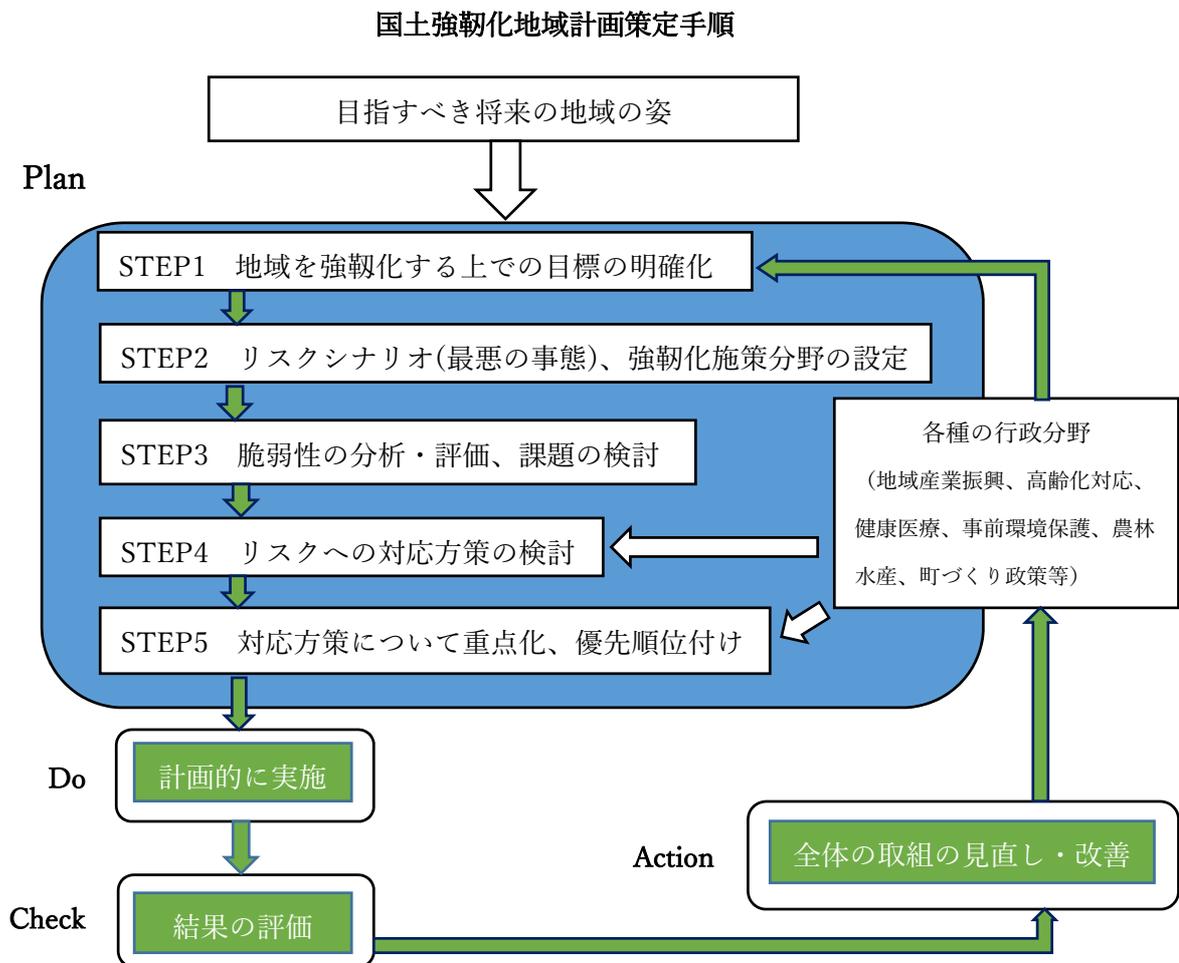
(3) 効率的な施策の推進

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用

- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の促進と成果の普及
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
 - ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
 - ⑰自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

5 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国(内閣府)より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の制定に当たっても、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとした。



第2章 本町の地域特性

1 地理的・地形的特性

本町は岐阜県の南部の濃尾平野に位置し、北と西は境川を隔てて岐阜市、東は各務原市、南は笠松町に隣接しています。

本町の中央には、3つの国道が交差する岐南インターチェンジがあり東西には国道21号線、北へは国道156号線、南へは国道22号線を有する県下一の交通量を誇ります。県庁所在地の岐阜市市街地へは約5km、名古屋市へは約30kmの近距離にあるほか、JR東海道本線と名鉄名古屋本線を有し交通の要衝となる恵まれた地域です。

2 気候的特性

本町の気候は、太平洋側東海型の気候を示し、夏は南東の季節風の影響を受けて高温多湿であり、冬は北西の偏西風の影響を受け温暖である。

雨量は年間2,000mm近くに達します。

3 社会経済的特性

(1) 人口

本町の人口は24,622人、世帯数は9,560世帯（平成27年国勢調査）であり、人口密度3,113人/km²、人口集中地区面積は2.77km²である。

年齢3区分の人口構成をみると、平成27年では、年少人口割合は(0～14歳)15.1%、生産年齢人口(15～64歳)は63.1%、老年人口割合(65歳以上)は21.7%となっている。傾向的に30・40代の人口に厚みがあり、現在は比較的若い年齢構成となっているものの、60代の人口も多く、今後65歳以上の人口が増加していくものと思われる。

(2) 経済活動

本町の産業は町内総生産の経済活動別構成比(平成30年度岐阜県の市町村民経済計算)によると、第1次産業が0.2%、第2次産業が22.1%、第3次産業が77.1%となっており、第3次産業の比率が大きい産業構造となっている。また、産業別の従業者数(平成28年経済センサス活動調査)は卸売業・小売業が27.9%で最も多く、次いで製造業が18.6%、宿泊業・飲食サービス業が10.8%と続き、産業別従業者数を全国及び岐阜県の構成比と比較すると卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業はともに全国及び岐阜県の構成比数値より高く、また、製造業については、全国の構成比数値より高いが、岐阜県の構成比数値より低くなっています。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画が想定するリスクは、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震、本町において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象とする。

なお、特に本町に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりである。

(地震) ①南海トラフ地震

②養老-桑名-四日市断層地震

【被災履歴】 明治 24 年 濃尾地震

(風水害) ①木曾川・境川等における大規模出水

【被災履歴】 昭和 34 年 9 月 伊勢湾台風

昭和 51 年 9 月 9.12 豪雨

(地震による想定被害予想)

①南海トラフ地震

本町では最大震度 6 弱と予測、液状化による甚大な被害が懸念される。

建物被害	全壊	633 棟(466)
	半壊	1,506 棟(701)
出火件数	2 件	
人的被害	死者数	10 人
	重傷者数	17 人
	負傷者数	171 人
	要救出者数	41 人
	避難者数	2,993 人
	帰宅困難者数	50 人

②養老-桑名-四日市断層地震

本町では最大震度 6 強の強い揺れと予測、液状化による甚大な被害が懸念される。

建物被害	全壊	920 棟(466)
	半壊	1,884 棟(701)
出火件数	19 件	
人的被害	死者数	29 人
	重傷者数	45 人
	負傷者数	288 人
	要救出者数	110 人
	避難者数	4,048 人

※表中の () 内数字は液状化による被害でない数を示します。

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

強靱化に関連する町の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国の基本計画に準じた7項目を設定した。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（以下「リスクシナリオ」という。）の設定は、基本計画で設定されている45項目を参考にしつつ、県の地域計画との整合、町の実情を勘案し、19項目に整理した。

「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」

事前に備えるべき目標（7項目）		リスクシナリオ（19項目）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		5-3	異常湧水等により水源の供給の途絶
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	市街地での大規模火災の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流失
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 「リスクシナリオ」を回避するための施策の分析・評価

19 項目ある「リスクシナリオ」について、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題、重要業績指標（KPI）などから、脆弱性評価を行った。

また、複数の施策分野に関するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、町の機構（課構成）に鑑み、7つの個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。

評価結果は別紙1・2のとおりである。

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

施策分野：主に関係する担当課等

①公共施設等	総務課・福祉課・生涯教育課
②防災	総務課
③消防	総務課
④都市計画・住宅・土地利用・道路	土木課
⑤産業振興・環境	経済環境課・総務課
⑥上下水道	上下水道課
⑦保健医療・福祉	福祉課・健康推進課

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション
②老朽化対策

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果を踏まえ、本町における強靱化の施策の取組方針について、リスクシナリオごとに、事態を回避するための施策の推進方針として整理した。

結果は、別紙3のとおりである。

別紙3 リスクシナリオごとの推進方針

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

1つの推進方針が、リスクシナリオの回避に資する機会が多いことから、重複を避けるとともに、対策を効率的に実行するため、個別施策分野（7分野）及び横断的分野（2分野）の合計9分野の施策ごとに、推進方針を再整理する。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

施策分野ごとの推進方針を次に示す。

個別施策分野

- ①公共施設等、②防災、③消防、④都市計画・住宅・土地利用・道路、
- ⑤産業振興・環境、⑥上下水道、⑦保健医療・福祉

横断的分野

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

個別施策分野

①公共施設等

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 25 施設、野外避難場所 24 施設を指定している。また、町内全 35 の自治会及び自主防災組織において災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部が設置される役場庁舎は 2015 年に新しくなっているが、長期的観点から維持管理・修繕・更新を進める必要がある。また、その他行政系施設は災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であり、適切な維持管理・修繕・更新を図る。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点をもって施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐南町公共施設等総合管理計画」を策定しており、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【公共施設の耐震化】

○旧耐震基準前に建設された施設については耐震化が完了している。今後は、新たな基準に適合しない場合や耐用年数を超える施設があれば、順次更新を行うなど耐震化を図る。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた、今後も整備した備蓄品、設備の適切な更新、新たに必要と認められる備蓄品の検討を行い継続的維持管理に努める。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

○指定避難所や避難場所に指定されている小中学校の施設を避難所としての活用に関して、各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備蓄品の整備の充実を図る。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、NTT西日本株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を各指定避難所に事前配備している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部を設置する役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備し、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る。

②防災

【越境避難体制の充実】

○本町を北から西に沿って境川が流れており、さらには隣接する岐阜市には長良川、南には木曾川が流れている。岐南町洪水ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）の浸水想定区域図では、町内全域が浸水の可能性があり、被害規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、行政区域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 25 基を設置し、聞き取りにくい地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○希望する世帯に戸別受信機の貸与を実施し、情報伝達の確実性を高め町民の安全確保に努める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置していることを町民に周知する。

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難指示等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、各キャリアの緊急速報メール、LINE 等の多様なツールを確保する。さらには複数のツールでの一括送信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,048 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄のほか、生理用品などの日常品も一定数備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○指定避難所にパーティションや段ボールベッドのほか、発動発電機等を備蓄している。備蓄品の適切な維持管理に努め、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、多くの町民に周知する。

【災害用トイレの充実】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にダンボールトイレやマンホールトイレ、災害用仮設トイレの備蓄をしている。また、各小学校にマンホール用トイレのマンホールを7基、中学校に8基設置している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料・物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

○ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信・物流等）事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める。

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【業務継続体制の強化】

○岐南町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅に被災が想定され、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

③消防

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、広報等により団員確保に引き続き努める。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。
○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修又は新設工事を進める。

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【救命救急体制の充実】

○災害発生時に多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、自主防災組織又は消防団等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習の実施を引き続き指導するよう努める。

【消防力の強化】

○羽島郡広域連合消防本部に、岐阜県広域消防応援基本計画により、消防隊の強化として、近隣の応援体制を構築している。引き続き羽島郡広域連合消防本部に見直しを要望していく。
○消防団施設に関し、岐南町公共施設等総合管理計画により、引き続き事業の進捗を図る。
○迅速な消防団活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両及び機器の老朽化による性能低下や故障である。この阻害要因を排除するため、定期的な車両及び機器更新が必要であることから、機器については点検を実施し、車両については更新計画に基づき更新していく。

【出火防止対策】

○羽島郡広域連合消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導するとともに、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を年1回実施し、法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○羽島郡広域連合消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行うとともに、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流失がないよう、法令指導を行っている。危険度、緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する。

④都市計画・住宅・土地利用・道路

【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況である。役場庁舎内やイベントブースに防災冊子を置き配布するなど耐震化の重要性・必要性についての普及に努める。旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策の推進により、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

【市街地整備の促進】

○平成28年に策定した「岐南町都市計画マスタープラン」に基づき、町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を図る。

【公園整備の促進】

○公園施設は、地震災害時において避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設となることから、適切な維持管理又は更新に努め時代のニーズに対応した施設へと転換を図る。

【ブロック塀の除去促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を除去した場合の補助制度を設けています。引き続き制度の周知を行い、ブロック塀の除去の促進に努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的に修繕を進め、引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

⑤産業振興・環境

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、創業支援機関や町商工会と連携しながら、災害対策の策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の避難場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【農業関連施設の整備等】

○羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

○老朽化した農業用水施設の長寿命化や更新を進め維持管理に努める。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するために策定した「岐南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えている。引き続き時代のニーズに合わせた計画の更新を行い、処理体制の充実を図る。

【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の確保を図る。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年3月に「岐南町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉鎖や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理及び利活用を推進していく。

【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがある。また、避難所にペットとともに避難される町民も推測されることから、それらの動物を収容するための対策を講じる。

⑥上下水道

【上水道施設の耐震化】

○水道施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、水源地や重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきているが、更なる耐震化を促進する。

【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な幹線等にある、マンホールの耐震化対策を進めているが、更なる耐震化を促進する。

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える。

⑦保健医療・福祉

【医療救護体制の充実】

- 災害時医療救護計画の更新や、三師会（羽島郡医師会、羽島歯科医師会、岐阜県薬剤師会）との連携強化を図るなど、引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。
- 特に、被災後 1 週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

- 災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

【ボランティア対策】

- 災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、町社会福祉協議会が主体となって関係機関と連携し、「岐南町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」等に基づき災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を実施し、実効性を確保できるよう努める。
- 必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

【感染症対策】

- 衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する。
- 予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。
- 感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。
- 感染症対策に関わる事項を「岐南町地域防災計画」、「岐南町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

横断的分野

①リスクコミュニケーション

【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平移動」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画作成を推進し、その実効性を確保していく。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障害者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定避難場所」を指定しており、ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【緊急地震速報時の対応強化】

○緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における7日分の備蓄が望ましいことの周知促進に向けて取り組む。

【自主防災組織育成】

○町内全35の自治会において自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行う。

【防災士育成】

○地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、地域の防災に関する高度な知識と技術を有する防災士の育成により、避難所運営能力と地域防災力の向上を図る。

②老朽化対策

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施する。また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る。

【アンダーパスの施設の維持管理対策】

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、今後も地球温暖化に伴う災害リスクがさらに高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備に努める。

3 事業主体が町以外の団体であるなど、町のみでは対応が困難な課題

脆弱性評価で明らかにした課題のうち、以下に示す内容は、町以外の団体が主体となっていく事業に係る内容である。これらの課題については、国、県及び関係団体との議論、協力、事業主体への要望活動等を通じて、町の強靱化を推進する。

【河川整備の促進】

○雨の降り方が局地的・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきている。そのため、木曾川、境川をはじめとする国・県管理河川における河道掘削や河川整備促進を要望するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した防災・減災対策の連携が必要である。（リスクシナリオ：1-2）

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。本計画では前章で整理した個別施策分野及び横断的分野単位で施策の重点化を図ることとし、次項のとおり設定する。

なお、重点化の柱として「町民の安全確保」、「自助、共助、公助の連携による地域の災害対応力の強化」、「既存の社会資本の効果的な維持管理、活用」とし、重点化の視点として「効果の大きさ」、「緊急度・切迫度」、「施策の進捗状況」と「平時の活用」を考慮し設定した。

2 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

総合計画や地域防災計画など国土強靱化に係る町の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画にとの整合性を図る。

重点化施策項目

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
個別施策分野		
①公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点の整備 ・ 公共施設の総合的な管理計画 ・ 公共施設の耐震化 ・ 避難所機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の確保 ・ 特設公衆電話の配備 ・ Wi-Fi 環境の整備
②防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的備蓄の充実 ・ 業務継続体制の強化 ・ 受援体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越境避難体制の充実 ・ 防災行政無線 ・ 情報伝達ツールの多重化 ・ 災害用トイレの充実 ・ 協定締結の促進・協力連携の強化 ・ 被害認定調査の効率化 ・ 社会福祉施設の耐震化促進 ・ 感震ブレーカー設置の推進
③消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防水利の整備 ・ 出火防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の確保・育成 ・ 初期消火対策 ・ 救命救急体制の充実 ・ 消防力の強化 ・ 危険物施設及び高圧ガス製造施設への立入検査
④都市計画・住宅・土地利用・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間建築物の耐震化 ・ 道路ネットワークの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地整備の促進 ・ 公園整備の促進 ・ ブロック塀の除去促進 ・ 道路施設の維持・長寿命化対策 ・ 排水路施設等の維持管理対策 ・ 道路整備
⑤産業振興・環境		<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の事業継続支援 ・ 農地の活用 ・ 農業関連施設の整備等 ・ 災害廃棄物処理体制の充実強化 ・ 火葬体制の確立 ・ 空家対策 ・ 逸走動物対策

⑥上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化 ・下水道施設の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水体制の構築
⑦保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護人材の育成 ・感染症対策 ・ボランティア対策
横断的分野		
①リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難行動の周知啓発 ・避難行動要支援者対策 ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ・自主防災組織育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの活用 ・防災教育の推進 ・緊急地震速報時の対応強化 ・感震ブレイカー設置の推進 ・個人備蓄の推進 ・防災士育成
②老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路施設等の維持・長寿命化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパスの施設の維持管理対策

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 25 施設、野外避難場所 24 施設を指定している。また、町内全 35 の自治会及び自主防災組織において災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点をもって施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐南町公共施設等総合管理計画」を策定しており、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【公共施設の耐震化】

○旧耐震基準前に建設された施設については耐震化が完了している。今後は、新たな基準に適合しない場合や耐用年数を超える施設があれば、順次更新を行うなど耐震化を図る。

【消防水利の整備】

- 消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。
- 老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修又は新設工事を進める。

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【消防力の強化】

- 羽島郡広域連合消防本部に、岐阜県広域消防応援基本計画により、消防隊の強化として、近隣の応援体制を構築している。引き続き羽島郡広域連合消防本部に見直しを要望していく。
- 消防団施設に関し、岐南町公共施設等総合管理計画により、引き続き事業の進捗を図る。
- 迅速な消防団活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両及び機器の老朽化による性能低下や故障である。この阻害要因を排除するため、定期的な車両及び機器更新が必要であることから、機器については点検を実施し、車両については更新計画に基づき更新していく。

【出火防止対策】

○羽島郡広域連合消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導するとともに、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象

物の立入検査を年1回実施し、法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況である。役場庁舎内やイベントブースに防災冊子を置き配布するなど耐震化の重要性・必要性についての普及に努める。旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策の推進により、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

【市街地整備の促進】

○平成28年に策定した「岐南町都市計画マスタープラン」に基づき、町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を図る。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理又は更新に努め時代のニーズに対応した施設へと転換を図る。

【ブロック塀の除去促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を除去した場合の補助制度を設けています。引き続き制度の周知を行い、ブロック塀の除去の促進に努める。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の避難場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年3月に「岐南町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉鎖や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理及び利活用を推進していく。

【緊急地震速報時の対応強化】

○緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【避難施設の確保】 指定避難所・野外避難場所	49 施設 (R2)	(現状値維持)
【出火防止対策】 住宅用火災警報器の設置率	93% (R2)	100% (R7)
【民間建築物の耐震化】 住宅の耐震化率	78% (H30)	95% (R6)
【感震ブレーカー設置の推進】 設置申請件数	38 件 (R2)	50 件 (毎年)

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生**【越境避難体制の充実】**

○本町を北から西に沿って境川が流れており、さらには隣接する岐阜市には長良川、南には木曾川が流れている。ハザードマップの浸水想定区域図では、町内全域が浸水の可能性があり、被害規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、行政区域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

【農業関連施設の整備等】

- 羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。
- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- 老朽化した農業用水施設の長寿命化や更新を進め維持管理に努める。

【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがある。また、避難所にペットとともに避難される町民も推測されることから、それらの動物を収容するための対策を講じる。

【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平移動」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障害者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施

を促進する。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施する。また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る。

【アンダーパスの施設の維持管理対策】

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、今後も地球温暖化に伴う災害リスクがさらに高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備に努める。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【排水路施設等の維持管理対策】 幹線排水路整備進捗率	37.2% (H30)	40.0% (R6)
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	82% (R3)	100% (R7)

1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難指示等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、各キャリアの緊急速報メール、LINE等の多様なツールを確保する。さらには複数のツールでの一括送信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する。

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外支局 25 基を設置し、聞き取りにくい地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○希望する世帯に戸別受信機の貸与を実施し、情報伝達の確実性を高め町民の安全確保に努める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置していることを町民に周知する。

【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画作成を推進し、その実効性を確保していく。

【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定避難場所」を指定しており、ハザードマップや防災ハンドブック

により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【情報伝達ツールの多重化】避難指示等の伝達可能ツール数	4 (R3)	(現状値維持)
【防災行政無線】戸別受信機貸与数 (累計 デジタルのみ)	1,540 台 (H30)	3,810 台 (R6)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部が設置される役場庁舎は 2015 年に新しくなっているが、長期的観点から維持管理・修繕・更新を進める必要がある。また、その他行政系施設は災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であり、適切な維持管理・修繕・更新を図る。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震 (養老-桑名-四日市断層帯) の想定避難者数 4,048 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄のほか、生理用品などの日常品も一定数備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○指定避難所にパーティションや段ボールベッドのほか、発動発電機等を備蓄している。備蓄品の適切な維持管理に努め、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの町民に周知する。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【上水道施設の耐震化】

○水道施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、水源地や重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきているが、更なる耐震化を促進する。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における7日分の備蓄が望ましいことの周知促進に向けて取り組む。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【公的備蓄の充実】 避難者に対する食料、飲料水の備蓄 発動発電機等の備蓄	4,048 人分 (R3) 22 基 (R3)	(現状値維持) 25 基 (R7)
【受援体制強化】 岐南町受援計画	策定中	随時更新
【上水道施設の耐震化】 水源地改修 主要配水管の耐震化率	1 箇所 (H30) 52.5% (H30)	2 箇所 (R6) 71.7% (R6)

2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足**【受援体制強化】**

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。
○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修又は新設工事を進める。

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、広報等により団員確保に引き続き努める。

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期

消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【消防団員の確保・育成】 消防団員の充足率	89.4% (76人/R3)	100% (85人/R7)

2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機器の麻痺

【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【救命救急体制の充実】

○災害発生時に多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、自主防災組織又は消防団等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習の実施を引き続き指導するよう努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（羽島郡医師会、羽島歯科医師会、岐阜県薬剤師会）との連携強化を図るなど、引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【救命救急体制の充実】 応急手当などの講座の受講者数（累計）	1,415 人（H30）	2,900 人（R6）
【道路ネットワークの確保】 1 町道整備計画路線整備事業進捗率	71.6%（H30）	73.4%（R6）
2 新所・平島線事業進捗率	56.4%（H30）	100%（R11）

1 町道整備計画路線総延長（45,901km）における町道の供用開始延長の割合を示す。

2 徳田・平成工区における都市計画道路の供用開始延長の割合を示す

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**【災害用トイレの充実】**

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にダンボールトイレやマンホールトイレ、災害用仮設トイレの備蓄をしている。また、各小学校にマンホール用トイレのマンホールを7基、中学校に8基設置している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するために策定した「岐南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えている。引き続き時代のニーズに合わせた計画の更新を行い、処理体制の充実を図る。

【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の確保を図る。

【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な幹線等にある、マンホールの耐震化対策を進めているが、更なる耐震化を促進する。

【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる

るため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。

○感染症対策に関わる事項を「岐南町地域防災計画」、「岐南町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【災害用トイレの充実】 災害用簡易トイレ備蓄数（マンホール直結型トイレ含む）	29 基（R3）	35 基（R7）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【公共施設の耐震化】

○旧耐震基準前に建設された施設については耐震化が完了している。今後は、新たな基準に適合しない場合や耐用年数を超える施設があれば、順次更新を行うなど耐震化を図る。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた、今後も整備した備蓄品、設備の適切な更新、新たに必要と認められる備蓄品の検討を行い継続的維持管理に努める。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

○指定避難所や避難場所に指定されている小中学校の施設を避難所としての活用に関して、各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備蓄品の整備の充実を図る。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、NTT西日本株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を各指定避難所に事前配備している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部を設置する役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備し、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る。

【業務継続体制の強化】

○岐南町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時

優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【避難所機能の充実】 施設利用計画作成施設数	0 施設 (R3)	8 施設 (R7)
【業務継続体制の強化】 職員向け防災研修	1 回 (R3)	(現状値維持)

4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、創業支援機関や町商工会と連携しながら、災害対策の策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する。

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的に修繕を進め、引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料・物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の避難場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

○羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。

【農業関連施設の整備等】

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

○老朽化した農業用水施設の長寿命化や更新を進め維持管理に努める。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【協定締結の促進・協力連携の強化】 物資の確保、供給に係る民間団体との協定数	5 団体 (R3)	(現状値維持)

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信・物流等）事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める。

【上水道施設の耐震化】

○水道施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、水源地や重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきているが、更なる耐震化を促進する。

【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設

について、重要な幹線等にある、マンホールの耐震化対策を進めているが、更なる耐震化を促進する。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【協定締結の促進・協力連携の強化】 ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信・物流等）事業者との協定数	7 団体（R3）	（現状値維持）
【上水道施設の耐震化】 水源地改修 主要配水管の耐震化率	1 箇所（H30） 52.5%（H30）	2 箇所（R6） 71.7%（R6）

5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的に修繕を進め、引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

(K P I)

指 標	現状値	目的値
【協定締結の促進・協力連携の強化】 公共施設復旧に資する土木・建築関連団体との協定数	7 団体（R3）	（現状値維持）

5-3) 異常湧水等により水源の供給の途絶

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える。

(K P I)

指 標	現状値	目的値
【給水体制の構築】 給水袋保有数	1,700 袋（R3）	（現状値維持）

6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) 市街地での大規模火災の発生

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【消防力の強化】

○羽島郡広域連合消防本部に、岐阜県広域消防応援基本計画により、消防隊の強化として、近隣の応援体制を構築している。引き続き羽島郡広域連合消防本部に見直しを要望していく。

○消防団施設に関し、岐南町公共施設等総合管理計画により、引き続き事業の進捗を図る。

○迅速な消防団活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両及び機器の老朽化による性能低下や故障である。この阻害要因を排除するため、定期的な車両及び機器更新が必要であることから、機器については点検を実施し、車両については更新計画に基づき更新していく。

【出火防止対策】

○羽島郡広域連合消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導するとともに、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を年1回実施し、法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

【市街地整備の促進】

○平成28年に策定した「岐南町都市計画マスタープラン」に基づき、町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を図る。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理又は更新に努め時代のニーズに対応した施設へと転換を図る。

【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

(K P I)		
指 標	現状値	目標値
【出火防止対策】 防火対象物立入検査率	90.4% (R3)	100% (R7)
【公園整備の促進】 町民一人当たりの公園等面積	4.57 m ² /人 (H30)	4.61 m ² /人 (R6)

6-2) 有害物質の大規模拡散・流失

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○羽島郡広域連合消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行うとともに、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流失がないよう、法令指導を行っている。危険度、緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する。

(K P I)		
指 標	現状値	目標値
【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】 危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査率	97.6% (R3)	100% (R7)

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するために策定した「岐南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えている。引き続き時代のニーズに合わせた計画の更新を行い、処理体制の充実を図る。

(K P I)		
指 標	現状値	目標値
【災害廃棄物処理体制の充実強化】 災害廃棄物処理計画	策定済 (H28)	—

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【業務継続体制の強化】

○岐南町業務継続計画 (BCP) において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅に被災が想定され、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。

罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

【ボランティア対策】

- 災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、町社会福祉協議会が主体となって関係機関と連携し、「岐南町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」等に基づき災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を実施し、実効性を確保できるよう努める。
- 必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【業務継続体制の強化】 職員向け防災研修	1 回 (R3)	(現状値維持)

7-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがある。また、避難所にペットとともに避難される町民も推測されることから、それらの動物を収容するための対策を講じる。

【自主防災組織育成】

○町内全 35 の自治会において自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行う。

【防災士育成】

○地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、地域の防災に関する高度な知識と技術を有する防災士の育成により、避難所運営能力と地域防災力の向上を図る。

(K P I)

指 標	現状値	目標値
【防災士育成】 防災士の認証登録者数	41 人 (H30)	65 人 (R6)

施策分野ごとの脆弱性評価結果

①公共施設等

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 25 施設、野外避難場所 24 施設を指定している。また、町内全 35 の自治会及び自主防災組織において災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部が設置される役場庁舎は 2015 年に新しくなっているが、長期的観点から維持管理・修繕・更新を進める必要がある。また、その他行政系施設は災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であり、適切な維持管理・修繕・更新を図る。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点をもって施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐南町公共施設等総合管理計画」を策定しており、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【公共施設の耐震化】

○旧耐震基準前に建設された施設については耐震化が完了している。今後は、新たな基準による不備や耐用年数を超える施設があれば、順次更新を行うなど耐震化を図る必要がある。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた、今後も整備した備蓄品、設備の適切な更新、新たに必要と認められる備蓄品の検討を行い継続的維持管理に努める必要がある。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める必要がある。

○指定避難所や避難場所に指定されている小中学校の施設を避難所としての活用に関して、各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備蓄品の整備の充実を図る必要がある。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、NTT西日本株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を各指定避難所に事前配備している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部を設置する役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備し、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る。

②防災

【越境避難体制の充実】

○本町を北から西に沿って境川が流れており、さらには隣接する岐阜市には長良川、南には木曾川が流れている。ハザードマップの浸水想定区域図では、町内全域が浸水の可能性があり、被害規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、行政区域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難指示等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、各キャリアの緊急速報メール、LINE 等の多様なツールを確保する。さらには複数のツールでの一括送信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する必要がある。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,048 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄のほか、生理用品などの日用品も一定数備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○指定避難所にパーテーションや段ボールベッドのほか、発動発電機等を備蓄している。備蓄品の適切な維持管理に努め、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの町民に周知する。

【災害用トイレの充実】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にダンボールトイレやマンホールトイレ、災害用仮設トイレの備蓄をしている。また、各小学校にマンホール用トイレのマンホールを 7 基、中学校に 8 基設置している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する必要がある。

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外支局 25 基を設置し、聞き取りにくい地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○希望する世帯に戸別受信機の貸与を実施し、情報伝達の確実性を高め町民の安全確保に努める必要がある。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置しているため住民周知を行う必要がある。

【協定締結の促進・協力連携の強化】

- 民間企業等と協定を締結し、食料・物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。
- ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信・物流等）事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。
- 道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

【業務継続体制の強化】

- 岐南町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める必要がある。
- 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

【受援体制強化】

- 災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。

【被害認定調査の効率化】

- 大規模災害時には、多くの住宅に被災が想定され、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

【社会福祉施設の耐震化促進】

- 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。

【感震ブレーカー設置の推進】

- 地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

③消防

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、広報等により団員確保に引き続き努める必要がある。

【消防水利の整備】

- 消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める必要がある。
- 老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修又は新設工事を進める必要がある。

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【救命救急体制の充実】

○災害発生時に多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、自主防災組織又は消防団等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習の実施を引き続き指導するよう努める。

【消防力の強化】

- 羽島郡広域連合消防本部に、岐阜県広域消防応援基本計画により、消防隊の強化として、近隣の応援体制を構築している。引き続き羽島郡広域連合消防本部に見直しを要望していく。
- 消防団施設に関し、岐南町公共施設等総合管理計画により、引き続き事業の進捗を図る。
- 迅速な消防団活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両及び機器の老朽化による性能低下や故障である。この阻害要因を排除するため、定期的な車両及び機器更新が必要であることから、機器については点検を実施し、車両については更新計画に基づき更新していく。

【出火防止対策】

○羽島郡広域連合消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導するとともに、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を年1回実施し、法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○羽島郡広域連合消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行うとともに、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流失がないよう、法令指導を行っている。危険度、緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する。

④都市計画・住宅・土地利用・道路

【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況である。役場庁舎内やイベントブースに防災冊子を置き配布するなど耐震化の重要性・必要性についての普及に努める。旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策の推進により、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

【市街地整備の促進】

○平成 28 年に策定した「岐南町都市計画マスタープラン」に基づき、町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を図る。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理又は更新に努め時代のニーズに対応した施設へと転換を図る必要がある。

【ブロック塀の除去促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を除去した場合の補助制度を設けています。引き続き制度の周知を行い、ブロック塀の除去の促進に努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的に修繕を進め、引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

⑤産業振興・環境

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、創業支援機関や町商工会と連携しながら、災害対策の策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の避難場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

【農業関連施設の整備等】

- 羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。
- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- 老朽化した農業用水施設の長寿命化や更新を進め維持管理に努める。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するために策定した「岐南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えている。引き続き時代のニーズに合わせた計画の更新を行い、処理体制の充実を図る。

【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の確保を図る必要がある。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年3月に「岐南町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉鎖や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理及び利活用を推進していく。

⑥上下水道

【上水道施設の耐震化】

○水道施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、水源地や重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきているが、更なる耐震化を促進する。

【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設

について、重要な幹線等にある、マンホールの耐震化対策を進めているが、更なる耐震化を促進する。

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える。

⑦保健医療・福祉

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（羽島郡医師会、羽島歯科医師会、岐阜県薬剤師会）との連携強化を図るなど、引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める必要がある。

○特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める必要がある。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める必要がある。

【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、町社会福祉協議会が主体となって関係機関と連携し、「岐南町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」等に基づき災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を実施し、実効性を確保できるよう努める。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する必要がある。

【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく必要がある。

○感染症対策に関わる事項を「岐南町地域防災計画」、「岐南町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する必要がある。

【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがある。また、避難所にペットとともに避難される町民も推測されることから、それらの動物を収容するための対策を講じる。

リスクシナリオごとの推進方針

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 25 施設、野外避難場所 24 施設を指定している。また、町内全 35 の自治会及び自主防災組織において災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点をもって施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐南町公共施設等総合管理計画」を策定しており、公共施設等の総合かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【公共施設の耐震化】

○旧耐震基準前に建設された施設については耐震化が完了している。今後は、新たな基準による不備や耐用年数を超える施設があれば、順次更新を行うなど耐震化を図る。

【消防水利の整備】

- 消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。
- 老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修又は新設工事を進める。

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【消防力の強化】

- 羽島郡広域連合消防本部に、岐阜県広域消防応援基本計画により、消防隊の強化として、近隣の応援体制を構築している。引き続き羽島郡広域連合消防本部に見直しを要望していく。
- 消防団施設に関し、岐南町公共施設等総合管理計画により、引き続き事業の進捗を図る。
- 迅速な消防団活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両及び機器の老朽化による性能低下や故障である。この阻害要因を排除するため、定期的な車両及び機器更新が必要であることから、機器については点検を実施し、車両については更新計画に基づき更新していく。

【出火防止対策】

○羽島郡広域連合消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導するとともに、随時法令改正の対応を行う。また、防火

対象物の立入検査を年1回実施し、法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況である。役場庁舎内やイベントブースに防災冊子を置き配布するなど耐震化の重要性・必要性についての普及に努める。旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策の推進により、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

【市街地整備の促進】

○平成28年に策定した「岐南町都市計画マスタープラン」に基づき、町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を図る。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理又は更新に努め時代のニーズに対応した施設へと転換を図る。

【ブロック塀の除去促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を除去した場合の補助制度を設けています。引き続き制度の周知を行い、ブロック塀の除去の促進に努める。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の避難場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年3月に「岐南町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉鎖や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理及び利活用を推進していく。

【緊急地震速報時の対応強化】

○緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【越境避難体制の充実】

○本町を北から西に沿って境川が流れており、さらには隣接する岐阜市には長良川、南には木曾川が流れている。ハザードマップの浸水想定区域図では、町内全域が浸水の可能性があり、被害規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、行政区域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

【農業関連施設の整備等】

- 羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。
- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- 老朽化した農業用水施設の長寿命化や更新を進め維持管理に努める。

【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがある。また、避難所にペットとともに避難される町民も推測されることから、それらの動物を収容するための対策を講じる。

【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平移動」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障害者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施する。また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、

長寿命化及び更新を図る。

【アンダーパスの施設の維持管理対策】

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、今後も地球温暖化に伴う災害リスクがさらに高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備に努める。

1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難指示等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、各キャリアの緊急速報メール、LINE等の多様なツールを確保する。さらには複数のツールでの一括送信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する。

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外支局 25 基を設置し、聞き取りにくい地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○希望する世帯に戸別受信機の貸与を実施し、情報伝達の確実性を高め町民の安全確保に努める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置しているため住民周知を行う。

【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画作成を推進し、その実効性を確保していく。

【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定避難場所」を指定しており、ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部が設置される役場庁舎は 2015 年に新しくなっているが、長期的観点から維持管理・修繕・更新を進める必要がある。また、その他行政系施設は災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であり、適切な維持管理・修繕・更新を図る。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,048 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄のほか、生理用品などの日常品も一定数備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○指定避難所にパーテーションや段ボールベッドのほか、発動発電機等を備蓄している。備蓄品の適切な維持管理に努め、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの町民に周知する。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【上水道施設の耐震化】

○水道施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、水源地や重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきているが、更なる耐震化を促進する。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 7 日分の備蓄が望ましいことの周知促進に向けて取り組む。

2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【消防水利の整備】

- 消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。
- 老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修又は新設工事を進める。

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、広報等により団員確保に引き続き努める。

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機器の麻痺

【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【救命救急体制の充実】

○災害発生時に多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、自主防災組織又は消防団等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習の

実施を引き続き指導するよう努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（羽島郡医師会、羽島歯科医師会、岐阜県薬剤師会）との連携強化を図るなど、引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレの充実】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にダンボールトイレやマンホールトイレ、災害用仮設トイレの備蓄をしている。また、各小学校にマンホール用トイレのマンホールを7基、中学校に8基設置している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するために策定した「岐南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えている。引き続き時代のニーズに合わせた計画の更新を行い、処理体制の充実を図る。

【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の確保を図る。

【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な幹線等にある、マンホールの耐震化対策を進めているが、更なる耐震化を促進する。

【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。

○感染症対策に関わる事項を「岐南町地域防災計画」、「岐南町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【公共施設の耐震化】

○旧耐震基準前に建設された施設については耐震化が完了している。今後は、新たな基準による不備や耐用年数を超える施設があれば、順次更新を行うなど耐震化を図る。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた、今後も整備した備蓄品、設備の適切な更新、新たに必要と認められる備蓄品の検討を行い継続的維持管理に努める。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

○指定避難所や避難場所に指定されている小中学校の施設を避難所としての活用に関して、各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備蓄品の整備の充実を図る。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、NTT西日本株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を各指定避難所に事前配備している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部を設置する役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備し、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る。

【業務継続体制の強化】

○岐南町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、創業支援機関や町商工会と連携しながら、災害対策の策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する。

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的に修繕を進め、引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料・物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市町との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の避難場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【農業関連施設の整備等】

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

○老朽化した農業用水施設の長寿命化や更新を進め維持管理に努める。

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信・物流等）事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める。

【上水道施設の耐震化】

○水道施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、水源地や重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきているが、更なる耐震化を促進する。

【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な幹線等にある、マンホールの耐震化対策を進めているが、更なる耐震化を促進する。

5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的に修繕を進め、引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

5-3) 異常湧水等により水源の供給の途絶

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える。

6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) 市街地での大規模火災の発生

【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の被害を最小限に抑えるためには、町民による初期消火活動が重要である。自主防災訓練において羽島郡広域連合東消防署や消防団の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施し、地域の対応力の向上に努める。

【消防力の強化】

○羽島郡広域連合消防本部に、岐阜県広域消防応援基本計画により、消防隊の強化として、近隣の応援体制を構築している。引き続き羽島郡広域連合消防本部に見直しを要望していく。

○消防団施設に関し、岐南町公共施設等総合管理計画により、引き続き事業の進捗を図る。

○迅速な消防団活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両及び機器の老朽化による性能低下や故障である。この阻害要因を排除するため、定期的な車両及び機器更新が必要であることから、機器については点検を実施し、車両については更新計画に基づき更新していく。

【出火防止対策】

○羽島郡広域連合消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導するとともに、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を年1回実施し、法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

【市街地整備の促進】

○平成28年に策定した「岐南町都市計画マスタープラン」に基づき、町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を図る。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理又は更新に努め時代のニーズに対応した施設へと転換を図る。

【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

【感震ブレーカー設置の推進】

○地震発生時、漏電による火災が発生している、町では設定数値以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める感震ブレーカーの補助を実施しており、引き続き周知を行う。

6-2) 有害物質の大規模拡散・流失

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○羽島郡広域連合消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行うとともに、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流失がないよう、法令指導を行っている。危険度、緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する。

7 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するために策定した「岐南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えている。引き続き時代のニーズに合わせた計画の更新を行い、処理体制の充実を図る。

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【業務継続体制の強化】

○岐南町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅に被災が想定され、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動できるよう、町社会福祉協議会が主体となって関係機関と連携し、「岐南町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」等に基づき災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を実施し、実効性を確保できるよう努める。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

7-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがある。また、避難所にペットとともに避難される町民も推測されることから、それらの動物を収容するための対策を講じる。

【自主防災組織育成】

○町内全 35 の自治会において自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行う。

【防災士育成】

○地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、地域の防災に関する高度な知識と技術を有する防災士の育成により、避難所運営能力と地域防災力の向上を図る。